

障がい者が働きやすい職場改善事業
企画提案公募に関する質問と回答

番号	質問項目	質問内容	回答	掲載日
1	仕様書2(1)	見学ツアー先は、県内の企業か。	県内の企業を想定しています。 ただし、バスで1日に2社訪問できる距離の範囲内であれば、県外の企業をご提案いただくことは差し支えありません。	2月27日(金)
2	仕様書2(2)	アドバイザー派遣は、現地ではなくオンラインでも可能か。	アドバイザーは、現地の雇用環境を見たうえで、具体的な助言をすることを想定しています。 ただし、受託事業者の都合ではなく、企業からの要望により、2回派遣のうち1回をオンライン対応とすることは差し支えありません。	2月27日(金)
3	仕様書2	対象企業は、未達成企業かつ5業種に限定されるのか。	未達成企業かつ5業種を重点的に支援することを想定しています。 ただし、職場定着に課題を抱える他業種の企業や、今後未達成となる可能性のある企業が参加を希望する場合、事業趣旨を鑑み、上記の対象企業を優先したうえで、参加を検討してください。	2月27日(金)
4	実施要領3(5)	企画提案書5部は提案者の社名が記載されたもので良いか。	企画提案書は、提案者の社名の掲載をお願いします。	3月4日(水)
5	実施要領7	コンソーシアムとして提案する場合の書式はあるか。 企画提案書に分かるように記載する形で問題ないか。	企画提案書に分かるように記載してください。なお、コンソーシアムにより参加する場合は、以下の要件を満たすこととし、提案者の数は、3者以内としてください。 ・すべての構成員が、応募資格(4)②から⑤に掲げる要件を満たすこと。 ・各構成員は、単体で本公募に参加しておらず、また、他のコンソーシアムの構成員を兼ねて本公募に参加していないこと。	3月4日(水)
6	仕様書2(2)	アドバイザーの要件として、「中小企業診断士等」とあるが、障害者就業・生活支援センター職員、ジョブコーチ、障害者雇用相談援助事業者なども該当するか。 その他想定するアドバイザーの要件はあるか。	障害者就業・生活支援センターの職員は、国・県からの委託事業として、本事業と同様の企業支援を通常業務の一環として行っているため、アドバイザーの対象外とします。 また、障害者雇用相談援助事業者は、国の助成金を活用して本事業と同様の企業支援を行っているため、国の助成金を活用して支援を受けている企業と支援が重複しないようにご留意ください。 ジョブコーチ資格を有する者をアドバイザーとして任用することは可能ですが、本事業における企業支援と国の助成金を活用した支援が重複することがないようにご留意ください。 なお、アドバイザーの要件としては、企業・経営視点を持つ者、障がい者雇用の企業相談経験が豊富な者を想定しており、具体的には、中小企業診断士の他、社会保険労務士、特例子会社など他企業の障がい者雇用担当者等が考えられます。	3月5日(木)
7	仕様書2(2)	ツアー先は、障がい者雇用優良知事表彰企業から選ぶ想定ではあるが、それ以外の優れた企業も考える企業を含めても良いか。 また、優良な事例と判断される場合、就労継続支援 A 型事業所も候補としても良いか。	障がい者雇用優良知事表彰企業以外の企業、就労系障がい福祉サービス事業所や訓練機関等もご提案いただいても差し支えありません。その場合、理由も含めてご提示ください。 なお、ツアー先のすべてが、就労系障がい福祉サービス事業所や訓練機関等のみにならないようにしてください。	3月5日(木)
8	仕様書2(2)	職場環境改善へのアドバイザー派遣の【実施内容】 i)、ii)については、全て実施する必須事項か。または、実施内容についての例示か。	必須事項です。	3月5日(木)
9	実施要領3(5)	「直近の障害者雇用状況報告書」の提出について、従業員 40 人未満の企業の場合、提出は不要との理解で良いか。	障がい者雇用状況の報告義務がない企業の場合、提出は不要です。	3月5日(木)

※2月26日(木)開催の企画提案公募説明会における質疑応答を含みます。

2月26日(木)開催の企画提案公募説明会における補足説明

番号	項目	説明内容	掲載日
1	仕様書2(1)	実施内容に記載している見学ツアーの内容のほか、2社への見学スケジュールを同一地域で組む、業種別で組むなど、有効な実施方法をご提案いただくことは差し支えありません。	2月27日(金)
2	仕様書2(2)	実施内容に記載しているアドバイザー派遣の内容のほか、参加企業の具体的な課題に対する適任のアドバイザー、出前講座での有効なテーマなどを併せてご提案いただくことは差し支えありません。	2月27日(金)